確認検査業務規程(変更新旧対照)

※現行の業務規程(令和3年10月14日施行)から修正を行った事項。赤字下線

新	旧(現行規程:令和3年10月14日施行)	備考
第1章 総 則	第1章 総 則	
(適用範囲)	(適用範囲)	
第1条 この確認検査業務規程(以下「規程」という。)は、一	第1条 この確認検査業務規程(以下「規程」という。)は、一	•
般財団法人なら建築住宅センター(以下「センター」という。)	般財団法人なら建築住宅センター(以下「センター」という。)	
が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」と	が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」と	
いう。)第77条の18から法第77条の21までの規定に定	:	
める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査		
及び仮使用認定に関する業務(以下「確認検査の業務」とい		
う。)の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要		;
な事項を定める。なお、この規程(第15条第1項及び第2	な事項を定める。なお、この規程(第15条第1項及び第2	•
O条を除く。)は、センターが国、都道府県又は建築主事を置	O条を除く。)は、センターが国、都道府県又は建築主事を置	
く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。	く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。	
: 	(四年の中共)	:
(用語の定義)	(用語の定義)	
第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、そ		
れぞれ当該各号に定めるところによる。	れぞれ当該各号に定めるところによる。	:
(1)補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。 (2) 確認検本品等 確認検本品の利用の対象を表現が可能を表現しません。	(1)補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。 (2)確認検査員等 確認検査員及び副確認検査員並びに補	
(2)確認検査員等 確認検査員及び副確認検査員並びに補助員をいう。	(2) 唯祕快宜貝寺 唯祕快宜貝及び副唯祕快宜貝业びに開 助員をいう。	
(3)検査補助者 完了検査、中間検査又は仮使用認定に係		
る一定の知識を有し、公正かつ客観的に検査を補佐する		

- ことができるものとして、センターが認めた者をいう。
- (4)役員 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。 以下「令」という。) 第136条の2の14第1項第2号: に規定する役員をいう
- (5) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (6) 親会社等 法第77条の19第11号に規定する親会 **社等をいう。**
- (7)特定支配関係 令第136条の2の14に規定する特 定支配関係をいう。
- (8)制限業種 次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地: に係るもの(国、都道府県及び市町村の建築物又はその主 敷地並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建立 築物又はその敷地に係るものを除く。)をいう。
 - イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導: 監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を主 含む。ただし、建築物又はその敷地に関する調査、鑑: 定業務は除く。)
 - 口 建設業
 - ハ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、 不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
 - 二 昇隆機の製造及び供給業
- (9) 署名等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関す: る法律(平成14年法律第151号。以下「デジタル行 政推進法」という。)第3条第6号に規定する署名等をい う。
- (10) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第7号に規 定する電磁的記録をいう。
- (11) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通 信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則: (平成15年3月20日国土交通省令第25号。以下「主 務省令」という。)第2条第2項第1号に規定する電子署

- ことができるものとして、センターが認めた者をいう。
- (4)役員 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。 以下「令」という。) 第136条の2の14第1項第2号 に規定する役員をいう
- (5) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (6) 親会社等 法第77条の19第11号に規定する親会 社等をいう。
- (7) 特定支配関係 令第136条の2の14に規定する特 定支配関係をいう。
- (8)制限業種 次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地 に係るもの(国、都道府県及び市町村の建築物又はその 敷地並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建 築物又はその敷地に係るものを除く。)をいう。
 - イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導 監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を 含む。ただし、建築物又はその敷地に関する調査、鑑 定業務は除く。)
 - 口 建設業
 - ハ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、 不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
 - 二 昇降機の製造及び供給業
- (9)署名等 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関!「 する法律」(平成14年法律第151号。以下「デジタル 行政推進法」という。)第3条第1項第6号に規定する署 第1項を削除 名等をいう。
- (10) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第1項第7 第1項を削除 号に規定する電磁的記録をいう。
- (11) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通 信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 (平成15年3月20日国土交通省令第25号。以下「主 務省令」という。)第2条第2項第1号に規定する電子署

,	,	
名をいう。	名をいう。	
(12) 電子証明書 主務省令第2条第2項第2号に規定す	(12) 電子証明書 主務省令第2条第2項第2号に規定す	
る電子証明書をいう。	る電子証明書をいう。	
(13) 電子情報処理組織 センターの使用に係る電子計算	(13) 電子情報処理組織 センターの使用に係る電子計算	
機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の	機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の	
使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子	使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子	
情報処理組織をいう。	情報処理組織をいう。	
(14) 申請等 デジタル行政推進法第3条第8号に規定す		申請等を追加
: <u>(15) 処分通知等</u> デジタル行政推進法第3条第9号に規		処分通知等を追加
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(14) 電子申請 デジタル行政推進法第6条第1項の規定	項ずれによる修正
により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う	により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う	:
: : 申請等をいう。	: : 申請等をいう。	
(17) 電子交付 デジタル行政推進法第7条第1項の規定		電子交付を追加
により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		項ずれによる修正
と異なる場所において行う中間検査、完了検査又は仮使		
用認定に係る検査をいう。	用認定に係る検査をいう。	
第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため	第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため	
の方針及び体制	の方針及び体制	:
第1節 方針・運営及び権限と責任	第1節 方針・運営及び権限と責任	
(確認検査の業務実施の基本方針)	(確認検査の業務実施の基本方針)	
第3条 センターは、法、法に基づく命令及び条例、これらに	第3条 センターは、法、法に基づく命令及び条例、これらに	
関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関	関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関	
する指針(平成19年国土交通省告示第835号。以下「指	する指針(平成19年国土交通省告示第835号。以下「指	
針」という。)、その他関係法令並びにこの規程の要件に従う	針」という。)、その他関係法令並びにこの規程の要件に従う	

- とともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命とともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命 に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとす
- 2 理事長は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行わ! 2 理事長は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行わ れるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、 これらをセンター内で共有する方法等について方針(以下「確 認検査業務実施方針」という。)として定め、職員(確認検査 員又は副確認検査員並びに非常勤職員を含む。以下同じ。) にこ 周知する。
 - れるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、 これらをセンター内で共有する方法等について方針(以下「確 認検査業務実施方針」という。)として定め、職員(確認検査 員又は副確認検査員並びに非常勤職員を含む。以下同じ。)に

に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとす

(確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

- びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正か つ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、そ の実行のために必要な規則(以下「確認検査業務管理規則」 という。)を定め、職員に周知し、実施させる。
- について、その実施に必要な事項を定める。
 - (1)確認検査業務管理体制の見直し
 - (2) 文書の管理
 - (3) 苦情等事務処理
 - (4) 内部監査
 - (5) 不適格案件管理
 - (6) 再発防止措置
 - (7) 秘密の保持
- 3 理事長は、センターが行う確認検査の業務の品質保証を担じる 理事長は、センターが行う確認検査の業務の品質保証を担 当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。
- 4 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、確 4 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、確 認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と 権限をもつ。

(確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

- 第4条 理事長は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並 第4条 理事長は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並 びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正か つ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、そ の実行のために必要な規則(以下「確認検査業務管理規則」 という。)を定め、職員に周知し、実施させる。
- 2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項 2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項 について、その実施に必要な事項を定める。
 - (1) 確認検査業務管理体制の見直し
 - (2) 文書の管理

周知する。

- (3) 苦情等事務処理
- (4) 内部監査
- (5) 不適格案件管理
- (6) 再発防止措置
- (7) 秘密の保持
- 当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。
- 認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と 権限をもつ。

(確認検査業務管理体制の見直し)

- き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、 年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務: 管理体制の見直しを行う。また、センター及びセンターの業態 務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結 果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、三 確認検査業務管理体制の見直しを行う。
- 2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にす 2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にす るために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査の業務の組織体制)

- 体制を構築する。
- 2 確認検査の業務は、他の業務(判定及び建築物の検査等に:2 確認検査の業務は、他の業務(判定及び建築物の検査等に 関する業務を除く。)と独立した部署で行う。
- って厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなこ ければならない。
- 4 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職: 4 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職 置を講ずるものとする。

第2節 確認検査の業務の手順

(確認検査の業務の手順)

体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項・体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項

(確認検査業務管理体制の見直し)

- 第5条 理事長は、センターの確認検査業務管理体制が引き続い第5条 理事長は、センターの確認検査業務管理体制が引き続 き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、 年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務 管理体制の見直しを行う。また、センター及びセンターの業 務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結 果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、 確認検査業務管理体制の見直しを行う。
 - るために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査の業務の組織体制)

- 第6条 理事長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われる 第6条 理事長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われる ことを確実にするため、申請に係る建築物の規模や用途、確: ことを確実にするため、申請建物の規模や用途、確認検査の:文言修正 | 認検査の業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織 - 業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構 築する。
 - 関する業務を除く。)と独立した部署で行う。
- 3 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行に当た13 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行に当た って厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしな ければならない。
 - **員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措 員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措** 置を講ずるものとする。

第2節 確認検査の業務の手順

(確認検査の業務の手順)

第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確 第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確 に行われることを確実にするため、理事長は、確認検査の具 に行われることを確実にするため、理事長は、確認検査の具

いう。)を定め、これに従い確認検査員等に確認検査の業務をいう。)を定め、これに従い確認検査員等に確認検査の業務を 実施させる。

- て追跡、確認できる方法を定める。
- 等がいつでも利用できるよう徹底する。

(建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等 に係る文書(都市計画の決定及び変更の通知を含む。)を収 集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

(判断するための根拠資料及び対応方法)

- 定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、 次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するもの とする。
 - (1)前条の文書
 - (2) 建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表 している情報又は発行している資料
 - (3) 都市計画に関する状況等(道路種別含む)について地 方公共団体が公表している情報又は発行している資料
- 2 確認検査員又は副確認検査員は、前項の根拠資料では建築 基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断 できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものと する。
 - (1) 建築基準関係規定の解釈等について法第77条の32

を含む確認検査業務実施マニュアル(以下「マニュアル」と、を含む確認検査業務実施マニュアル(以下「マニュアル」と 実施させる。

- 2 マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査:2 マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査 の具体的な方法及びこれが行われたことがその全過程を通じ、の具体的な方法及びこれが行われたことがその全過程を通じ て追跡、確認できる方法を定める。
- 3 理事長は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員:3 理事長は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員 等がいつでも利用できるよう徹底する。

(建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

第7条の2 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の 第7条の2 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の 改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等 に係る文書(都市計画の決定及び変更の通知を含む。)を収 集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

(判断するための根拠資料及び対応方法)

- 第7条の3 確認検査員又は副確認検査員は、建築基準関係規 第7条の3 確認検査員又は副確認検査員は、建築基準関係規 定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、 次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するもの とする。
 - (1)前条の文書
 - (2) 建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表 している情報又は発行している資料
 - (3) 都市計画に関する状況等(道路種別含む)について地 方公共団体が公表している情報又は発行している資料
 - 2 確認検査員又は副確認検査員は、前項の根拠資料では建築 基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断 できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものと する。
 - (1) 建築基準関係規定の解釈等について法第77条の32

第 1 項の特定行政庁への照会	第 1 項の特定行政庁への照会	
(2) 都市計画に関する状況等(道路種別を含む。)につい	(2) 都市計画に関する状況等(道路種別を含む。)につい	
て地方公共団体への照会	て地方公共団体への照会	
(図書及び書類の持ち出しに係る報告)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第8条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適	第8条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適	
合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令	合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令	
第13号。以下「指定機関省令」という。) 第29条第1項に	第13号。以下「指定機関省令」という。)第29条第1項に	
規定する図書及び書類(複写したものを含む。)を執務室等の	規定する図書及び書類(複写したものを含む。)を執務室等の	
外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理	外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理	
者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持	者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持	
- 5帰ったときはその旨を報告するものとする。	- ち帰ったときはその旨を報告するものとする。	
 (確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
· ・第8条の2 理事長は、確認検査の業務に関する書類(確認検	: 第8条の2 理事長は、確認検査の業務に関する書類(確認検	
査の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関	: 査の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関	
する書類を含む。第8条の4及び第8条の6において「記録」	する書類を含む。第8条の4及び第8条の6において「記録」	
という。)の管理(保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。)につ	という。)の管理(保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。)につ	
いて別に定める。	いて別に定める。	
V (3310)C03 00	:	-
 (確認検査の業務に関する書類の保存期間)	:	 : :
・ 第8条の3 法77条の29第2項に規定する書類(指定機関	第8条の3 法77条の29第2項に規定する書類(指定機関	
i de la companya de	省令第29条第2項の規定による記録が行われた同項のファ	
イル又は電磁的記録媒体を含む。)は、当該建築物又は工作物		
に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による	に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による	
確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から1	確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から1	
: 1900年 190	: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・ U十川休けりる。 :	· O十回承けりる。 :	·

(総括記録管理者の設置)

- 1名を置く。
- 管理責任者をもって充てる。

(記録管理者の設置)

- して、記録管理者を指名する。
- 2 記録管理者は、本店及び中和支店にそれぞれ1名を置く。 2 記録管理者は、本店及び中和支店にそれぞれ1名を置く。

(記録管理簿の調製)

- 記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。
- - (1)保存場所
 - (2) 保存期間の満了する日

第4節 要員及び服務

(確認検査員又は副確認検査員の選仟)

- 香員又は副確認検査員を3名以上選任する。
- 省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるよう に毎年度見直しを行う。

(総括記録管理者の設置)

- 第8条の4 センターに、記録等(帳簿及び記録をいう。次条 第8条の4 センターに、記録等(帳簿及び記録をいう。次条 において同じ。) の管理の総括責任者として、総括記録管理者 において同じ。) の管理の総括責任者として、総括記録管理者 1名を置く。
- 2 総括記録管理者は、第4条第3項に規定する確認検査業務: 2 総括記録管理者は、第4条第3項に規定する確認検査業務 管理責任者をもって充てる。

(記録管理者の設置)

- 第8条の5 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者と 第8条の5 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者と して、記録管理者を指名する。

(記録管理簿の調製)

- 第8条の6 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、 第8条の6 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、 記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。
- 2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。
 - (1)保存場所
 - (2) 保存期間の満了する日

第4節 要員及び服務

(確認検査員又は副確認検査員の選仟)

- 第9条 理事長は、確認検査の業務を実施させるため、確認検 第9条 理事長は、確認検査の業務を実施させるため、確認検 香員又は副確認検査員を3名以上選任する。
- 2 前項の確認検査員又は副確認検査員の数は、前年度の確認、2 前項の確認検査員又は副確認検査員の数は、前年度の確認、 中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、指定機関・中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、指定機関 省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるよう に毎年度見直しを行う。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事長は、確認、中間検査、完二3 前2項の規定に関わらず、理事長は、確認、中間検査、完 了検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込まれる場合に「大検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込まれる場合に

あっては、すみやかに、新たな確認検査員又は副確認検査員 (非常勤の確認検査員又は副確認検査員を含む。)を雇用する: 等の適切な措置を講ずる。

あっては、すみやかに、新たな確認検査員又は副確認検査員 (非常勤の確認検査員又は副確認検査員を含む。)を雇用する 等の適切な措置を講ずる。

(確認検査員又は副確認検査員の解任)

- 第10条 理事長は、確認検査員又は副確認検査員が次のいず 第10条 理事長は、確認検査員又は副確認検査員が次のいず れかに該当する場合は、その確認検査員又は副確認検査員を言 解任する。
 - (1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったと *****
 - (2) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基 準適合判定資格者登録の消除があったとき。
 - (3)前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員又は 副確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められ るとき。

(確認検査員又は副確認検査員の配置)

- 第11条 確認検査の業務に従事する職員を、第9条の確認検 第11条 確認検査の業務に従事する職員を、第9条の確認検 香員又は副確認検査員を含めて3名以上(本店に2名以上、 中和支店に1名以上)配置する。
- 2 中和支店において、確認検査員又は副確認検査員の休暇そ 2 中和支店において、確認検査員又は副確認検査員の休暇そ の他の事情により、確認検査の業務を実施できない場合にあ っては、本店の確認検査員又は副確認検査員が中和支店におう いて確認検査の業務を行う。ただし、緊急の場合にあっては、 本店で確認検査の業務を行うことができる。
- 3 理事長は、第9条第3項に規定に基づく措置を行った場合 には、本店及び中和支店がそれぞれその見込まれる業務量を 適切に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配 置を見直す。

(確認検査員又は副確認検査員の解任)

- れかに該当する場合は、その確認検査員又は副確認検査員を 解任する。
 - (1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったと *****
 - (2) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基 準適合判定資格者登録の消除があったとき。
 - (3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員又は 副確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められ るとき。

(確認検査員又は副確認検査員の配置)

- 査員又は副確認検査員を含めて3名以上(本店に2名以上、 中和支店に1名以上)配置する。
- の他の事情により、確認検査の業務を実施できない場合にあ っては、本店の確認検査員又は副確認検査員が中和支店にお いて確認検査の業務を行う。ただし、緊急の場合にあっては、 本店で確認検査の業務を行うことができる。
- 3 理事長は、第9条第3項に規定に基づく措置を行った場合 には、本店及び中和支店がそれぞれその見込まれる業務量を 適切に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配 置を見直す。

- す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 2 前項の身分証の様式は、別記様式「NF-O1」による。

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

(確認検査の業務を行う時間及び休日)

- ら午後4時までとする。
- 2 前項の休日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に 掲げる日を除く。) ただし、業務の都合により休日を他の 日と振り替えることができる。
 - (4) センターが別に定める日
- 3 第1項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定 3 第1項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定 については、緊急を要する場合又は事前にセンターと建築主 との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が整理 った場合は、これらの規定によらないことができる。

(確認検査員等の身分証の携帯)

- 第12条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地若しく、第12条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地若しく は建築工事現場等に立ち入る場合においては、その身分を示・は建築工事現場等に立ち入る場合においては、その身分を示 す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - : 2 前項の身分証の様式は、別記様式「NF-O1」による。

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

(確認検査の業務を行う時間及び休日)

- 第13条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前9 第13条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前9 時から午後6時までとする。ただし、土曜日は、午前9時か! 時から午後6時までとする。ただし、土曜日は、午前9時か ら午後4時までとする。
 - 2 前項の休日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に 掲げる日を除く。)ただし、業務の都合により休日を他の 日と振り替えることができる。
 - (4) センターが別に定める日
 - については、緊急を要する場合又は事前にセンターと建築主 との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が整 った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

- 第14条 事務所の所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 本店の所在地は、奈良県奈良市大森町57番地3と する。
 - (2) 中和支店の所在地は、奈良県大和高田市大字大中1 6番4とする。
- 2 各事務所の業務区域は、京都府京都市、宇治市、城陽市、 向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大 山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、宇治田原町、相楽 郡笠置町、和東町、精華町及び南山城村、大阪府、奈良県、 和歌山県和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつ らぎ町、九度山町及び高野町の全域とする。

(業務の範囲)

第15条 確認検査の業務を行う範囲は、建築確認等(法第6 第15条 確認検査の業務を行う範囲は、建築確認等(法第6 条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第 88 条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の規定による確認及び法第18条第4項(法第87条第1項、 法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において: 準用する場合を含む。) の規定による審査をいう。)、中間検査: (法第7条の4第1項(法第87条の4又は法第88条第1項 において準用する場合を含む。)及び法第18条第32項(法 第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含 む。)の検査をいう。)、完了検査(法第7条の2第1項(法第 87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用 する場合を含む。) 及び法第 18 条第 23 項(法第 87 条の4 又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合 を含む。)の検査をいう。)及び仮使用認定(法第7条の6第 1項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第三 2項において準用する場合を含む。) 及び法第 18 条第 38 項 第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項:

(事務所の所在地及びその業務区域)

- 第14条 事務所の所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 本店の所在地は、奈良県奈良市大森町57番地3とす
 - (2) 中和支店の所在地は、奈良県大和高田市大字大中16 番4とする。
- 2 各事務所の業務区域は、京都府京都市、宇治市、城陽市、 向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大 山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、宇治田原町、相楽 郡笠置町、和東町、精華町及び南山城村、大阪府、奈良県、 和歌山県和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつ らぎ町、九度山町及び高野町の全域とする。

(業務の範囲)

条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第 88 条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の規定による確認及び法第18条第4項(法第87条第1項、 法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において 準用する場合を含む。) の規定による審査をいう。)、中間検査 (法第7条の4第1項(法第87条の4又は法第88条第1項 において準用する場合を含む。)及び法第18条第32項(法 第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含 む。)の検査をいう。)、完了検査(法第7条の2第1項(法第 87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用 する場合を含む。) 及び法第 18 条第 23 項(法第 87 条の4 又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合 を含む。)の検査をいう。)及び仮使用認定(法第7条の6第 1項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第 2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第38項 第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項 において準用する場合を含む。) の規定による仮使用の認定を いう。) とする。

ただし、京都府京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京 市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡 久御山町、綴喜郡井手町、宇治田原町、相楽郡笠置町、和東 町、精華町及び南山城村、大阪府、和歌山県和歌山市、橋本 市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高 野町の全域においては、建築物の業務の範囲は床面積の合計 が二千平方メートル以内の建築物及びセンターが確認を行っ た建築物でその計画を変更して床面積の合計が二千平方メー トルを超えるものとする。

- 4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第7 号までに掲げる者が第2条第8号イから二までに掲げる業種: に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施 に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、 その確認検査の業務を行わない。
 - (1) 理事長又は確認検査業務管理責任者
 - (2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年間) に所属していた企業、団体等を含む。)
 - (3)第1号に掲げる者の親族
 - (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2) 年間に所属していた企業、団体等を含む。)
 - (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主(株主総会にお いて決議をすることができる事項の全部につき議決権を 行使することができない株主を除く。以下同じ。) 又は総 出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体
 - (6) センターが特定支配関係(令第136条の2の14第 1項第3号に該当する関係を除く。) を有する者
- 3 センターは、法第77条の20第6号に定める指定構造計:3 センターは、法第77条の20第6号に定める指定構造計

において準用する場合を含む。) の規定による仮使用の認定を いう。) とする。

ただし、京都府京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京 市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡 久御山町、綴喜郡井手町、宇治田原町、相楽郡笠置町、和東 町、精華町及び南山城村、大阪府、和歌山県和歌山市、橋本 市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高 野町の全域においては、建築物の業務の範囲は床面積の合計 が二千平方メートル以内の建築物及びセンターが確認を行っ た建築物でその計画を変更して床面積の合計が二千平方メー トルを超えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、センターは、次の第1号から第2 前項の規定にかかわらず、センターは、次の第1号から第 4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第7 号までに掲げる者が第2条第8号イから二までに掲げる業種 に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施 に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、 その確認検査の業務を行わない。
 - (1) 理事長又は確認検査業務管理責任者
 - (2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年間 に所属していた企業、団体等を含む。)
 - (3)第1号に掲げる者の親族
 - (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2) 年間に所属していた企業、団体等を含む。)
 - (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主(株主総会にお いて決議をすることができる事項の全部につき議決権を 行使することができない株主を除く。以下同じ。) 又は総 出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体
 - (6) センターが特定支配関係(令第136条の2の14第 1項第3号に該当する関係を除く。) を有する者

算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造 計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申 請に係る建築物の計画について、確認をしてはならない。

- (1) センターの理事長又は担当役員が所属する指定構造計 算適合性判定機関(過去2年間に所属していた指定構造 計算適合性判定機関を含む。)
- (2) センターの理事長又は担当役員の親族が役員である指 定構造計算適合性判定機関(過去2年間に役員であった 指定構造計算適合性判定機関を含む。)
- (3) センターの理事長若しくは担当役員又はこれらの者の 親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有 している指定構造計算適合性判定機関
- (4) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員(過 去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。)がセン ターに所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合 性判定機関
- (5) 指定構造計算適合性判定機関の対長又は担当役員(過 去2年間に対長又は担当役員であった者を含む。) の親族 がセンターの役員である場合にあっては、当該指定構造 計算適合性判定機関
- (6) 指定構造計算適合性判定機関の社長若しくは担当役員 又はこれらの者の親族がセンターの総株主又は総出資者 の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、 当該指定構造計算適合性判定機関
- (7) センターが総株主又は総出資者の議決権の百分の五以 上を有している指定構造計算適合性判定機関
- (8) センターの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以 上を有している指定構造計算適合性判定機関
- (9) センターが特定支配関係を有する指定構造計算適合性 判定機関

算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造 計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申 請に係る建築物の計画について、確認をしてはならない。

- (1) センターの理事長又は担当役員が所属する指定構造計 算適合性判定機関(過去2年間に所属していた指定構造 計算適合性判定機関を含む。)
- (2) センターの理事長又は担当役員の親族が役員である指 定構造計算適合性判定機関(過去2年間に役員であった 指定構造計算適合性判定機関を含む。)
- (3) センターの理事長若しくは担当役員又はこれらの者の 親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有 している指定構造計算適合性判定機関
- (4) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員(過 去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。)がセン ターに所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合 性判定機関
- (5) 指定構造計算適合性判定機関の対長又は担当役員(過 去2年間に対長又は担当役員であった者を含む。) の親族 がセンターの役員である場合にあっては、当該指定構造 計算適合性判定機関
- (6) 指定構造計算適合性判定機関の対長若しくは担当役員 又はこれらの者の親族がセンターの総株主又は総出資者 の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、 当該指定構造計算適合性判定機関
- (7) センターが総株主又は総出資者の議決権の百分の五以 上を有している指定構造計算適合性判定機関
- (8) センターの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以 上を有している指定構造計算適合性判定機関
- (9) センターが特定支配関係を有する指定構造計算適合性 判定機関
- 4 第2項及び第3項の場合に該当するかどうかの確認は、確:4 第2項及び第3項の場合に該当するかどうかの確認は、確

認検査業務管理責任者が第2項及び第3項に掲げる者の一覧: を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。

5 確認の業務の範囲(法第6条の3第1項ただし書きの規定:5 確認の業務の範囲(法第6条の3第1項ただし書きの規定) による審査を行うか否かを含む。)及び第3項の指定構造計算 適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適じ 切な方法により公表を行う。

認検査業務管理責任者が第2項及び第3項に掲げる者の一覧 を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。

による審査を行うか否かを含む。)及び第3項の指定構造計算 適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適 切な方法により公表を行う。

(確認検査の業務の処理期間)

第16条 センターは、申請に係る建築物の規模や用途に応じ 第16条 センターは、申請建物の規模や用途に応じた標準的 文言修正 た標準的な確認検査の業務の処理期間を定めて、提示する。

(確認検査の業務の処理期間)

な確認検査の業務の処理期間を定めて、提示する。

第2節 確 認

第2節 確 認

(確認の申請、引受及び契約)

第17条 建築主は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省等17条 建築主は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省 令第40号。以下「施行規則」という。)第1条の3、施行規: 則第2条の2又は施行規則第3条(これらの規定を施行規則: 第3条の3第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む む。)の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて確認の申 請を行うものとする。

- (1) 次の通知書の写し(該当する場合に限る。)
 - イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定によ る特定行政庁の許可通知書 2诵
 - □ 施行規則第10条の4の2に規定する認定関係規定 並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の 2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書

2通

- ハ 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認 定取消涌知書 2涌
- (2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長 の許可書及び認定書の写し(該当する場合に限る。)

(確認の申請、引受及び契約)

- 令第40号。以下「施行規則」という。)第1条の3、施行規 則第2条の2又は施行規則第3条(これらの規定を施行規則 第3条の3第1項から第3項までにおいて準用する場合を含 む。) の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて確認の申 請を行うものとする。
- (1) 次の通知書の写し(該当する場合に限る。)
 - イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定によ る特定行政庁の許可通知書 2诵
 - □ 施行規則第10条の4の2に規定する認定関係規定 並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の 2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書

2通

- ハ 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認 定取消通知書 2涌
- (2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長 の許可書及び認定書の写し(該当する場合に限る。)

- (3) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行して いる場合は当該証明書等 1通
- (4) センターが確認審査において必要があるとした図書及 び書類等 2诵
- 2 当該建築物の設計住宅性能評価を行った者又は長期使用構 造等の確認を行った者がセンターであり、建築主が同意する 場合においては、センターが保有する当該建築物の設計住宅 性能評価書若しくは長期使用構造等確認書又はその写しを施 行規則第1条の3に規定する図書に代えることができる。
- 3 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項につ22 センターは、前項の申請があったときは、次の事項につい 項ずれによる修正 いて審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物等が、センターの指定区分に合致 する建築物等であること。
 - (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法(昭 和25年法律第202号)の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこ رح
 - (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
 - (5)第15条第2項及び第3項の規定に該当するものでな いこと。
- 4 センターは、前項の規定において、確認申請関係図書に不一3 センターは、前項の規定において、確認申請関係図書に不一項ずれによる修正 備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き 受けできない理由を説明し、確認関係図書を建築主に返却す
- 築主に確認引受承諾書(別記様式「NF-O2」)を交付する。 款」(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したも のとする。

- (3) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行して いる場合は当該証明書等 1 通
- (4) センターが確認審査において必要があるとした図書及 2通 び書類等

改正建築物省エネ法施 行規則第 2 条第1項第 二号の施行(令和7年4 月1日施行)による追加

- て審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物等が、センターの指定区分に合致 する建築物等であること。
 - (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法(昭 和25年法律第202号)の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこ رح
 - (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
 - (5)第15条第2項及び第3項の規定に該当するものでな いこと。
- 備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き 受けできない理由を説明し、確認関係図書を建築主に返却す
- 5 第3項により申請を引き受けた場合には、センターは、建士4 第2項により申請を引き受けた場合には、センターは、建士項ずれによる修正 築主に確認引受承諾書(別記様式「NF-O2」)を交付する。 この場合、建築主とセンターは別に定める「確認検査業務約・この場合、建築主とセンターは別に定める「確認検査業務約 款」(以下「業務約款」という。) に基づき契約を締結したも のとする。
- 6 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数:5 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数:項ずれによる修正

料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合に は、センターは第3項の引き受けを取り消すことができる。

7 センターは、前6項の規定にかかわらず、確認、中間検査、! 完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回 った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合 には、確認の業務を引き受けない。

料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合に は、センターは第2項の引き受けを取り消すことができる。

6 センターは、前5項の規定にかかわらず、確認、中間検査、: **項ずれによる修正** 完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回 った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合に は、確認の業務を引き受けない。

項ずれによる修正

(業務約款に盛り込むべき事項)

- むこととする。
 - (1)建築主は、センターの請求があるときは、センターの 確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画: に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しな ければならない旨の規定
 - (2) 建築主は、申請に係る計画に関しセンターがなした建 築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加検討書 の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の 規定
 - (3) センターは、センターの責めに帰することができない。 事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場 合には、建築主に対しその理由を明示の上、業務期日の 延長を請求することができる旨の規定

(業務約款に盛り込むべき事項)

- 第18条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込 第18条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込 むこととする。
 - (1) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの 確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画 に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しな ければならない旨の規定
 - (2) 建築主は、申請に係る計画に関しセンターがなした建 築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加検討書 の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の 規定
 - (3) センターは、センターの責めに帰することができない 事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場 合には、建築主に対しその理由を明示の上、業務期日の 延長を請求することができる旨の規定
 - 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款に、建築基準法施行規則の は、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととす。改定(令和7年4月1日
 - (1) 確認済証又は適合しない旨の通知書の交付時におけ、※確認済証等の押印を る副本の交付方法及び当該交付方法についてはセン・不要とする改正 ターと別途協議できる旨の規定
 - (2) センターが電子署名を付して交付する電磁的記録の 電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の 延長についての必要事項に関する規定

施行)により削除

(3) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた 確認検査の業務の開始に関する規定

電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

(確認の実施)

- 第19条 センターは、確認申請を引き受けたときは、当該申 第19条 センターは、確認申請を引き受けたときは、当該申 請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの: 審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。
- 2 確認検査員又は副確認検査員は、次の第1号から第4号ま:2 確認検査員又は副確認検査員は、次の第1号から第4号ま でに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第5号まで: に掲げる者が第2条第8号イから二までに掲げる業種に係る: 業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業態 | 務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建: 築物について、確認の業務を行わない。
 - (1) 当該確認検査員又は副確認検査員
 - (2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年 間に所属していた企業、団体等を含む。)
 - (3) 当該確認検査員又は副確認検査員の親族
 - (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2) 年間に役員であった企業、団体等を含む。)
 - (5)第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の 議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- づき確認申請関係図書をもって第1項の審査を行う。この場 合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。
- 書又はその写し並びに施行規則第3条の12に規定する図書: 及び書類(以下「適合判定通知書等」という。)の提出を受け: る前においては、次に定めるところによることとする。
 - (1) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関(以下: 「都道府県知事等」という。)から施行規則第3条の8(施主

(確認の実施)

- 請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの 審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。
- でに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第5号まで に掲げる者が第2条第8号イから二までに掲げる業種に係る 業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業 務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建 築物について、確認の業務を行わない。
 - (1) 当該確認検査員又は副確認検査員
 - (2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年 間に所属していた企業、団体等を含む。)
 - (3) 当該確認検査員又は副確認検査員の親族
 - (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2 年間に役員であった企業、団体等を含む。)
 - (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の 議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基:3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基 づき確認申請関係図書をもって第1項の審査を行う。この場 合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。
- 4 センターは、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知: 4 センターは、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知 書又はその写し並びに施行規則第3条の12に規定する図書 及び書類(以下「適合判定通知書等」という。)の提出を受け る前においては、次に定めるところによることとする。
 - (1) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関(以下 「都道府県知事等」という。)から施行規則第3条の8(施

- 行規則第3条の10において準用する場合を含む。次項: 第1号において同じ。) の規定により留意すべき事項が通 知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、こ れに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事 等に対して、当該事項に対する回答を行う。
- (2) 申請に係る建築物の計画について都道府県知事等が指 針別表(に)欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに 当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規 則第1条の4(施行規則第3条の3第1項において準用 する場合を含む。)の規定により当該計画について判定の 申請を受けた都道府県知事等に対して、当該事項の内容 を通知する。
- 5 センターは、適合判定通知書等の提出を受けた後において: 5 センターは、適合判定通知書等の提出を受けた後において は、次に定めるところによることとする。
 - (1) 都道府県知事等から施行規則第3条の8の規定により 留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項 の内容を確かめ、これに留意して審査する。
 - (2) 申請に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を 確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知 書を交付した都道府県知事等に照会をする。
- 6 センターは、建築主から当該建築物の建築物エネルギー消 費性能適合性判定(以下「省エネ適判」という。)の結果を記 載した適合判定通知書(以下「省エネ適判通知書」という。) 又はその写し、及び当該省エネ適判を受けた計画書の副本又 はその写しの提出を受けるに当たり、当該省エネ適判を行っ た者がセンターであり、建築主が同意する場合においては、 センターが保有する当該建築物の省エネ適判通知書又はその 写し、及び省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しを もって代えることができる。
- 7 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申:6 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申:項ずれによる修正 請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、

- 行規則第3条の10において準用する場合を含む。次項: 第1号において同じ。)の規定により留意すべき事項が通 知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、こ れに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事 等に対して、当該事項に対する回答を行う。
- (2) 申請に係る建築物の計画について都道府県知事等が指 針別表(に)欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに
 当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規 則第1条の4(施行規則第3条の3第1項において準用 する場合を含む。)の規定により当該計画について判定の 申請を受けた都道府県知事等に対して、当該事項の内容 を通知する。
- は、次に定めるところによることとする。
 - (1) 都道府県知事等から施行規則第3条の8の規定により 留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項 の内容を確かめ、これに留意して審査する。
 - (2) 申請に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を 確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知 書を交付した都道府県知事等に照会をする。

省エネ適判の結果を記 載した適合判定通知書 を追加

請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、

	·	
確認を行わない。	確認を行わない。	
	 (消防長等の同意等)	
第20条 センターは、法第93条第1項の規定に基づき、消	第20条 センターは、法第93条第1項の規定に基づき、消	
防長等の同意を求める場合には、別記様式「NF-O3」に、	防長等の同意を求める場合には、別記様式「NF-O3」に、	
建築主から提出された図書及び書類を添えて行う。	建築主から提出された図書及び書類を添えて行う。	
2 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、法第6条	2 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、法第6条	
の2第1項(法第87条の4において準用する場合を含む。)	の2第1項(法第87条の4において準用する場合を含む。)	
の規定による確認の申請を受けて、消防長等に対して通知を	の規定による確認の申請を受けて、消防長等に対して通知を	
行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく別記様式「NF	行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく別記様式「NF	
-04」に、建築計画概要書(施行規則別記第3号様式)を添	-04」に、建築計画概要書(施行規則別記第3号様式)を添	
えて行う。	えて行う。	
3 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、法第18条	3 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、法第18条	
第4項(法第87条第1項又は法第87条の4において準用す	第4項(法第87条第1項又は法第87条の4において準用す	
る場合を含む。)の規定による通知を受けて、消防長等に対し	る場合を含む。)の規定による通知を受けて、消防長等に対し	
て通知を行う場合には、通知の引受後、遅滞なく別記様式「N	て通知を行う場合には、通知の引受後、遅滞なく別記様式「N	
F-04-02」に、建築主から提出された図書及び書類を添え	F-04-02」に、建築主から提出された図書及び書類を添え	
て行う。 	て行う。 	
4 前3項の規定によらない場合には、センターは事前に消防		
長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。	長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。	
(保健所通知)	(保健所通知)	
	第21条 センターは、法第93条第5項の規定に基づき、保	
	健所長に通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく	
別記様式「NF-05」に、建築主から提出された書類及び図		
書を添えて行う。	書を添えて行う。	
	2 前項の規定によらない場合には、センターは事前に保健所	
長と協議し、合意を得られた方法にて行う。	長と協議し、合意を得られた方法にて行う。	

(確認済証の交付等)

(確認済証の交付等)

- 申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認 したときにあっては確認済証(施行規則別記第15号様式) を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっ ては適合しない旨の通知書(施行規則別記第15号の2様式) を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することが できないとき(第19条第4項及び第5項における都道府県 知事等からの適切な回答がない場合を含む。)にあっては適合 するかどうかを決定できない旨の通知書(施行規則別記第1 5の3様式)を、それぞれ交付する。
- 2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付: は、確認申請関係図書のうち確認に要したもの1部を添えて 行う。

(確認申請の取下げ)

- 第23条 建築主は、建築主の都合により確認済証の交付前に 確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した 取下げ届(別記様式「NF-O6」)をセンターに提出する。
- 2 センターは、前項の届出があったときは、審査を中止し、 提出された確認申請関係図書を建築主に返却する。

(確認を受けた計画の変更の申請)

第24条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物の計 画が変更(施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除 く。)され、センターに当該変更計画の確認の申請がなされた 場合の確認の業務の実施方法は、第17条から前条までの規 定を準用する。

(確認の記録)

- 第22条 センターは、建築主に対し、第19条の審査の結果、第22条 センターは、建築主に対し、第19条の審査の結果、 申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認 したときにあっては確認済証(施行規則別記第15号様式) を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっ ては適合しない旨の通知書(施行規則別記第15号の2様式) を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することが できないとき(第19条第4項及び第5項における都道府県 知事等からの適切な回答がない場合を含む。)にあっては適合 するかどうかを決定できない旨の通知書(施行規則別記第1 5の3様式)を、それぞれ交付する。
 - 2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付 は、確認申請関係図書のうち確認に要したもの1部を添えて 行う。

(確認申請の取下げ)

- 第23条 建築主は、建築主の都合により確認済証の交付前に 確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した 取下げ届(別記様式「NF-O6」)をセンターに提出する。
- 2 センターは、前項の届出があったときは、審査を中止し、 提出された確認申請関係図書を建築主に返却する。

(確認を受けた計画の変更の申請)

第24条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物の計 画が変更(施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除 く。)され、センターに当該変更計画の確認の申請がなされた 場合の確認の業務の実施方法は、第17条から前条までの規 定を準用する。

(確認の記録)

- 第25条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建一第25条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建一 築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施に当たり行った 指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅ま 滞なく記録する。
 - 築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施に当たり行った 指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅 滞なく記録する。

(中間検査申請の引受及び契約)

- 第26条 建築主は、施行規則第4条の8の規定による中間検 第26条 建築主は、施行規則第4条の8の規定による中間検 査申請書(当該建築物の計画に係る確認に要した図書等を含した図書等を含した図書等を含した図書等を含した図書等を含した図書等を含む。 む。)に次に掲げる書類を添えて中間検査の申請を行うものと する。
 - (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認 済証の写し
 - (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受け ている場合は、当該合格証の写し
- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がセン・2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がセン ターである場合においては、建築主は、前項第1号に規定す る書面の提出を要しない。
- がセンターである場合においては、建築主は、第1項第2号 に規定する書面の提出を要しない。
- 4 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項につ:4 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項につ いて審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった工事中の建築物等がセンターの指定区分 に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を 有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3)提出書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこ ے
 - (4) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。

第3節 中間検査

(中間検査申請の引受及び契約)

- 査申請書(当該建築物の計画に係る確認に要した図書等を含 む。)に次に掲げる書類を添えて中間検査の申請を行うものと する。
 - (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認 済証の写し
 - (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受け ている場合は、当該合格証の写し
- ターである場合においては、建築主は、前項第1号に規定す る書面の提出を要しない。
- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者:3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者 がセンターである場合においては、建築主は、第1項第2号 に規定する書面の提出を要しない。
 - いて審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった工事中の建築物等がセンターの指定区分 に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を 有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこ ولح
 - (4) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。

- 5 センターは、前項の規定において、中間検査申請関係図書 5 センターは、前項の規定において、中間検査申請関係図書 に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは 引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建し 築主に返却する。
- 6 第4項により申請を引き受けた場合には、センターは、建一6 第4項により申請を引き受けた場合には、センターは、建 築主に中間検査引受証(施行規則別記第29号様式)を交付: する。この場合、建築主とセンターは別に定める業務約款に 基づき契約を締結したものとする。
- 7 建築主が、正当な理由なく、中間検査引受証に定める額の 7 建築主が、正当な理由なく、中間検査引受証に定める額の 合は、センターは第4項の引き受けを取り消すことができる。
- 8 センターは、第4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、8 センターは、第4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、 完了検査又は仮使用の認定の申請件数が見込みを相当程度上 回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難 な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

- 第27条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込 第27条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込 むこととする。
 - 申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立る ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協立 カレなければならない旨の規定
 - (2) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの ! 中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る 工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセニ ンターに提供しなければならない旨の規定

- に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは 引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建 築主に返却する。
- 築主に中間検査引受証(施行規則別記第29号様式)を交付 する。この場合、建築主とセンターは別に定める業務約款に 基づき契約を締結したものとする。
- 手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場 手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場 合は、センターは第4項の引き受けを取り消すことができる。
 - 完了検査又は仮使用の認定の申請件数が見込みを相当程度上 回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難 な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

- むこととする。
- (1)建築主は、センターが中間検査業務を行う際に、当該! (1)建築主は、センターが中間検査業務を行う際に、当該 申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立 ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協 カレなければならない旨の規定
 - (2) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの 中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る 工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセ ンターに提供しなければならない旨の規定
 - 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款に 建築基準法施行規則の は、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととす。改定(令和7年4月1日
 - (1)中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨:※確認済証等の押印を

施行)により削除

の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはセン・不要とする改正 ターと別途協議できる旨の規定

- (2) 第18 条第2項第2号から第4号までの規定
- 3 リモート検査を実施する場合においては、前条の業務約款:第59条の2第4項に には、前2項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むことと する。
 - (1) リモート検査の適用範囲に関する規定
 - (2)検査体制、書類検査の方法、検査補助者の安全対策、 検査を中断したときの対応並びに検査の映像・音声の記 録及び保存に関する規定
 - (3) 建築主は、センターがリモート検査を行う際に、検査 補助者が、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又 は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるよう に協力しなければならない旨の規定
 - (4) リモート検査の方法についてはセンターと別途協議で きる旨の規定
 - (5) リモート検査に係る業務を行う事務所に関する規定

(中間検査の実施)

- 第28条 センターは、中間検査を引き受けたときは、検査の 第28条 センターは、中間検査を引き受けたときは、検査の 対象となる工事が終了した日から4日以内のあらかじめ定め! た中間検査予定日(センター又は建築主の都合により、中間 検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日) に、当該申請に係る丁事中の建築物等が建築基準関係規定に 適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実 施させる。
- ら第4号までに掲げる者が建築主である建築物、同項第1号 から第5号までに掲げる者が第2条第8号イから二までに掲し げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その業 他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある。

(中間検査の実施)

- 対象となる工事が終了した日から4日以内のあらかじめ定め た中間検査予定日(センター又は建築主の都合により、中間 検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日) に、当該申請に係る丁事中の建築物等が建築基準関係規定に 適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実 施させる。
- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第19条第2項第1号か:2 確認検査員又は副確認検査員は、第19条第2項第1号か ら第4号までに掲げる者が建築主である建築物、同項第1号 から第5号までに掲げる者が第2条第8号イから二までに掲 げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その 他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある

追加するため削除

者が関与する建築物について、中間検査の業務を行わない。

- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基:3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基 づき、月視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等に より、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主 等に説明等を求める。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申 請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間 間検査を行わない。
- 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、 検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補 佐する業務を行い、中間検査を行わない。

(中間検査の結果)

- 定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合す ることを認めたときにあっては中間検査合格証(施行規則別 記第31号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを 認めたときにあっては中間検査合格証を交付できない旨の通 知書(施行規則別記第30号の2様式)を、それぞれ交付す! る。
- 2 前項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付 うち提出があったもの1部を添えて行う。

(中間検査の申請の取下げ)

- は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間 検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した 取下げ届(別記様式「NF-O7」)をセンターに提出する。
- 2.センターは、前項の届出があったときは、中間検査を中止:2.センターは、前項の届出があったときは、中間検査を中止 し、提出された中間検査申請関係図書を建築主に返却する。

者が関与する建築物について、中間検査の業務を行わない。

- づき、目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等に より、第 1 項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主 等に説明等を求める。
- 請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中 間検査を行わない。
- 検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補 佐する業務を行い、中間検査を行わない。

(中間検査の結果)

- 第29条 センターは、建築主に対し、前条の検査の結果、特 第29条 センターは、建築主に対し、前条の検査の結果、特 定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合す ることを認めたときにあっては中間検査合格証(施行規則別 記第31号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを 認めたときにあっては中間検査合格証を交付できない旨の通 知書(施行規則別記第30号の2様式)を、それぞれ交付す る。
- 2 前項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付 できない旨の通知書の交付は、第26条第1項に規定する書類の「できない旨の通知書の交付は、第26条第1項に規定する書類の」 うち提出があったもの1部を添えて行う。

(中間検査の申請の取下げ)

- 第30条 建築主は、建築主の都合により、中間検査合格証又 第30条 建築主は、建築主の都合により、中間検査合格証又 は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間 検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した 取下げ届(別記様式「NF-O7」)をセンターに提出する。
 - し、提出された中間検査申請関係図書を建築主に返却する。

(中間検査の記録)

中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業 務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主 等の回答、措置等を記録するものとする。

(中間検査の記録)

第31条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の 第31条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の 中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業 務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主 等の回答、措置等を記録するものとする。

第4節 完了検査

(完了検査申請の引受及び契約)

- 第32条 建築主は、施行規則第4条の規定による完了検査申 第32条 建築主は、施行規則第4条の規定による完了検査申 請書(当該建築物の計画に係る確認に要した図書等を含む。) に次に掲げる書類を添えて完了検査の申請を行うものとす る。
 - (1) 申請に係る建築物等の計画に係る直前の確認済証の写
 - (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場 合は、当該合格証の写し
- る場合においては、建築主は、前項第1号に規定する書面の 提出を要しない。
- ーである場合においては、建築主は、第1項第2号に規定す る書面の提出を要しない。
- 4 当該建築物の省エネ適判を行った者、設計住宅性能評価を14 当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行っ1文言整理のため修正 行った者、建設住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等 の確認を行った者がセンターであり、建築主が同意する場合 においては、センターが保有する当該建築物の省エネ適判通 知書、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価に係る検査報 告書若しくは長期使用構造等確認書又はその写し、及び省工 ネ適判、設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認に要し

第4節 完了検査

(完了検査申請の引受及び契約)

- 請書(当該建築物の計画に係る確認に要した図書等を含む。) に次に掲げる書類を添えて完了検査の申請を行うものとす
- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る直前の確認済証の写
- (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場 合は、当該合格証の写し
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターであ、2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターであ る場合においては、建築主は、前項第1号に規定する書面の 提出を要しない。
- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンタ 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンタ ーである場合においては、建築主は、第1項第2号に規定す る書面の提出を要しない。
 - た者、設計住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確 認を行った者がセンターであり、建築主から同意する旨の書 面が提出された場合においては、センターが保有する当該建 築物の適合判定通知書、設計住宅性能評価書、長期使用構造 等確認書又はその写し、及び適合性判定、設計住宅性能評価 又は長期使用構造等の確認を受けた図書を施行規則第4条に

た図書及び書類を施行規則第4条に規定する図書及び書類に : 代えることができる。

- 5 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項につ 5 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項につ いて審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物等がセンターの指定区分に合致す る建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、か つ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3)提出書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと ے ۔
 - (4)第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは 引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建せ 築主に返却する。
- 築主に完了検査引受証(施行規則別記第22号様式)を交付 する。この場合、建築主とセンターは別に定める業務約款に 基づき契約を締結したものとする。
- 8 建築主が、正当な理由なく、完了検査引受証に定める額の 8 建築主が、正当な理由なく、完了検査引受証に定める額の 手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合 合には、センターは第5項の引き受けを取り消すことができ る。
- 9 センターは、第5項の規定にかかわらず、確認、中間検査、9 センターは、第5項の規定にかかわらず、確認、中間検査、 完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回 った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な 場合には、完了検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

- 第33条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込 第33条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込 むこととする。

規定する図書に代えることができる。

- いて審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物等がセンターの指定区分に合致す る建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、か つ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3)提出書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこ وط
 - (4)第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 6 センターは、前項の規定において、完了検査申請関係図書: 6 センターは、前項の規定において、完了検査申請関係図書 に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは 引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建 築主に返却する。
- 7 第5項により申請を引き受けた場合には、センターは、建一7 第5項により申請を引き受けた場合には、センターは、建 築主に完了検査引受証(施行規則別記第22号様式)を交付 する。この場合、建築主とセンターは別に定める業務約款に 基づき契約を締結したものとする。
 - 手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場 合には、センターは第5項の引き受けを取り消すことができ
 - 完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回 った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な 場合には、完了検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

- むこととする。
- (1)建築主は、センターが完了検査業務を行う際に、当該! (1)建築主は、センターが完了検査業務を行う際に、当該!

- 申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立 ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協 カレなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの 完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る 建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに 提供しなければならない旨の規定
- 申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立 ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協 カレなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの 完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る 建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに 提供しなければならない旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款に、建築基準法施行規則の は、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととす:改定(令和7年4月1日
 - (1)検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交:※確認済証等の押印を 付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議:不要とする改正 できる旨の規定
- (2) 第18 条第2項第2号から第4号までの規定
- 3 リモート検査を実施する場合においては、前条の業務約款:第59条の2第4項に には、前2項に加えて少なくとも第27条第3項の規定を盛り 込むこととする。

施行)により削除

追加するため削除

(完了検査の実施)

- 完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い 日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日(センタ ー又は建築主の都合により、完了検査予定日に検査が行えな い場合は、別に協議して定める日)に、当該申請に係る建築 物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検 査員又は副確認検査員に実施させる。
- ら第4号までに掲げる者が建築主である建築物、同項第1号 から第5号までに掲げる者が第2条第8号イから二までに掲 げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その意 他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある

(完了検査の実施)

- 第34条 センターは、完了検査を引き受けたときは、工事が、第34条 センターは、完了検査を引き受けたときは、工事が 完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い 日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日(センタ ー又は建築主の都合により、完了検査予定日に検査が行えな い場合は、別に協議して定める日)に、当該申請に係る建築 物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検 査員又は副確認検査員に実施させる。
- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第19条第2項第1号か、2 確認検査員又は副確認検査員は、第19条第2項第1号か ら第4号までに掲げる者が建築主である建築物、同項第1号 から第5号までに掲げる者が第2条第8号イから二までに掲 げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その 他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある

者が関与する建築物について、完了検査の業務を行わない。

- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基:3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基 づき、目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等に主 等に説明、作動試験の実施等を求める。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申:4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申 請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完善 了検査を行わない。
- 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、 佐する業務を行い、完了検査を行わない。

(完了検査の結果)

- 請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めたと きにあっては、検査済証(施行規則別記第24号様式)を、 建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては 検査済証を交付できない旨の通知書(施行規則別記第23号) の2様式)を、それぞれ交付する。
- 通知書の交付は、第32条第1項に規定する書類のうち提出 があったもの1部を添えて行う。

(完了検査の申請の取下げ)

- 済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を 取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届(別 記様式「NF-08」)をセンターに提出する。
- 2 センターは、前項の届出があったときは、完了検査を中止 2 センターは、前項の届出があったときは、完了検査を中止 し、提出された完了検査申請関係図書を建築主に返却する。

者が関与する建築物について、完了検査の業務を行わない。

- づき、目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等に より、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主・より、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主 等に説明、作動試験の実施等を求める。
 - 請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完 了検査を行わない。
- 検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補・検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補佐 する業務を行い、完了検査を行わない。

(完了検査の結果)

- 第35条 センターは、建築主に対し、前条の検査の結果、申 第35条 センターは、建築主に対し、前条の検査の結果、申 請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めたと きにあっては、検査済証(施行規則別記第24号様式)を、 建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては 検査済証を交付できない旨の通知書(施行規則別記第23号 の2様式)を、それぞれ交付する。
- 2 前項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の 2 前項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の 通知書の交付は、第32条第1項に規定する書類のうち提出 があったもの1部を添えて行う。

(完了検査の申請の取下げ)

- 第36条 建築主は、建築主の都合により、検査済証又は検査:第36条 建築主は、建築主の都合により、検査済証又は検査 済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を 取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届(別) 記様式「NF-O8」)をセンターに提出する。
 - し、提出された完了検査申請関係図書を建築主に返却する。

(完了検査の記録)

第37条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査 第37条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査 における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施 に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、 措置等を記録するものとする。

(完了検査の記録)

における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施 に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、 措置等を記録するものとする。

第5節 仮使用認定

(仮使用認定申請の引受及び契約)

- 第38条 建築主は、施行規則第4条の16第2項で規定する 第38条 建築主は、施行規則第4条の16第2項で規定する する。
 - (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認 済証の写し
 - (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受け ている場合は、当該合格証の写し
- ターである場合においては、建築主は、前項第1号に規定す る書面の提出を要しない。
- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者:3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者 に規定する書面の提出を要しない。

第5節 仮使用認定

(仮使用認定申請の引受及び契約)

- 仮使用認定申請書(施行規則別記第34号様式)及び図書等・仮使用認定申請書(施行規則別記第34号様式)及び図書等 に、次に掲げる書面を添えて仮使用認定の申請を行うものと! に、次に掲げる書面を添えて仮使用認定の申請を行うものと する。
 - (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認 済証の写し
 - (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受け ている場合は、当該合格証の写し
- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がセン: 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がセン ターである場合においては、建築主は、前項第1号に規定す る書面の提出を要しない。
- がセンターである場合においては、建築主は、第1項第2号 がセンターである場合においては、建築主は、第1項第2号 に規定する書面の提出を要しない。

- いて審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった工事中の建築物等がセンターの指定区分 に合致する建築物等であること。
 - (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこ یے
 - (3) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないとき は引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書 を建築主に返却する。
- 6 第4項により申請を引き受けた場合には、センターは、建一6 第4項により申請を引き受けた場合には、センターは、建 築主に引受承諾書(別記様式「NF-O9」)を交付する。こ 約を締結したものとする。
- 7 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数 7 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数 料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合に は、センターは第4項の引受けを取り消すことができる。
- 8 センターは、第4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、8 センターは、第4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、 完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回 った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難。 な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

- むこととする。
 - (1) 建築主は、センターが仮使用認定業務を行う際に、当日 該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に 立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように 協力しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの! (2) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの!

- 4 センターは、第 1 項の申請があったときは、次の事項につ 4 センターは、第 1 項の申請があったときは、次の事項につ いて審査してこれを引き受ける。
 - (1)申請のあった工事中の建築物等がセンターの指定区分 に合致する建築物等であること。
 - (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこ
 - (3) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 5 センターは、前項の規定において、仮使用認定申請関係図 5 センターは、前項の規定において、仮使用認定申請関係図 書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないとき は引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書 を建築主に返却する。
 - 築主に引受承諾書(別記様式「NF-O9」)を交付する。こ の場合、建築主とセンターは別に定める業務約款に基づき契め場合、建築主とセンターは別に定める業務約款に基づき契 約を締結したものとする。
 - 料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合に は、センターは第4項の引受けを取り消すことができる。
 - 完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回 った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難 な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

- 第39条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込 第39条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込 むこととする。
 - (1) 建築主は、センターが仮使用認定業務を行う際に、当 該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に 立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように 協力しなければならない旨の規定

仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係 る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンター に提供しなければならない旨の規定

仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係 る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンター に提供しなければならない旨の規定

- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、: 建築基準法施行規則の 前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
 - (1) 仮使用認定通知書又は建築基準法第7条の6第1項第:施行)により削除 2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件(平成27:※確認済証等の押印を 年国土交通省告示第247号。以下「基準告示」という。): 不要とする改正 基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通 知書の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと 別途協議できる旨の規定

(2) 第18条第2項第2号から第4号までの規定

3 リモート検査を実施する場合においては、前条の業務約款 第59条の2第4項に には、前2項に加えて少なくとも第27条第3項の規定を盛り:追加するため削除 込むこととする。

改定(令和7年4月1日

(仮使用認定の実施)

- 第40条 センターは、仮使用認定の申請を引き受けたのち速 第40条 センターは、仮使用認定の申請を引き受けたのち速 上記第39条第2項の やかに、申請に係る計画が建築基準法第7条の6第1項第2 号の国土交通大臣が定める基準等を定める件(平成27年国土 交通省告示第 247 号。以下「基準告示」という。) 第1に定 める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副 確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用 認定の検査予定日(センター又は建築主の都合により、仮使 用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して 定める日)に、当該申請に係る建築物等が基準告示第1に定 める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認 検査員に実施させる。
- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第19条第2項第1号か: 2 確認検査員又は副確認検査員は、第19条第2項第1号か ら第4号までに掲げる者が建築主である建築物、同項第1号: から第5号までに掲げる者が第2条第8号イから二までに掲

(仮使用認定の実施)

- やかに、申請に係る計画が基準告示第1に定める基準に適合:削除により修正 しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実:※例文処理を追加 施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定 日(センター又は建築主の都合により、仮使用認定の検査予 定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に、 当該申請に係る建築物等が基準告示第1に定める基準に適合 するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施さ せる。
- ら第4号までに掲げる者が建築主である建築物、同項第1号 から第5号までに掲げる者が第2条第8号イから二までに掲

げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その 他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある。 者が関与する建築物等について、仮使用認定の業務を行わなり (,)

- 使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主等の説: 明等をもって第1項の審査を行い、目視及び必要に応じて実 1 施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申:4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申 請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助 的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。
- 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、 検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補 佐する業務を行い、仮使用認定を行わない。

(消防長等への照会)

- 第41条 センターは、前条第1項の審査又は検査の際、基準 第41条 センターは、前条第1項の審査又は検査の際、基準 る場合には、別記様式「NF-10」に、建築主から提出され: た図書及び書類を添えて行う。
- 2 前項の規定によらない場合には、センターは事前に消防長:2 前項の規定によらない場合には、センターは事前に消防長 等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(仮使用認定の結果)

第42条 センターは、建築主に対し、第40条の検査の結果、第42条 センターは、建築主に対し、第40条の検査の結果、 申請に係る建築物等が、基準告示第1に定める基準に適合す ることを認めたときにあっては仮使用認定通知書(施行規則: 別記第35号の3様式)を、基準告示第1に定める基準に適じ 合しないと認めるときにあっては基準告示第1に定める基準: に適合しないと認める旨の通知書(別記様式「NF-11」)

げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その 他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある 者が関与する建築物等について、仮使用認定の業務を行わな (1)

- 3 確認検査員又は副確認検査員は、マニュアルに基づき、仮:3 確認検査員又は副確認検査員は、マニュアルに基づき、仮 使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主等の説 明等をもって第1項の審査を行い、日視及び必要に応じて実 施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。
 - 請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助 的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。
 - 検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補 佐する業務を行い、仮使用認定を行わない。

(消防長等への照会)

- 告示第1に定める基準のうち消防法第9条、第9条の2、第: 告示第1に定める基準のうち消防法第9条、第9条の2、第 15条及び第17条に適合するかどうかを消防長等に照会す! 15条及び第17条に適合するかどうかを消防長等に照会す る場合には、別記様式「NF-10」に、建築主から提出され た図書及び書類を添えて行う。
 - 等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(仮使用認定の結果)

申請に係る建築物等が、基準告示第1に定める基準に適合す ることを認めたときにあっては仮使用認定通知書(施行規則 別記第35号の3様式)を、基準告示第1に定める基準に適 合しないと認めるときにあっては基準告示第1に定める基準 に適合しないと認める旨の通知書(別記様式「NF-11」)

を、それぞれ交付する。 2 前項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第38条第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。	を、それぞれ交付する。 2 前項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第38条第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。	
(特定行政庁への仮使用認定報告書の提出) 第43条 センターは、法第7条の6第3項の規定に基づき、 特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規 則別記第35号の4様式により行う。	(特定行政庁への仮使用認定報告書の提出) 第43条 センターは、法第7条の6第3項の規定に基づき、 特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規則 別記第35号の4様式により行う。	
又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届(別記様式「NF-12」)をセンターに提出する。	. — . —	
(仮使用認定の記録) 第45条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の 仮使用認定における基準告示第1に定める基準ごとの適否、 仮使用認定業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに 対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとす る。	(仮使用認定の記録) 第45条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の 仮使用認定における基準告示第1に定める基準ごとの適否、 仮使用認定業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに 対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとす る。	
第4章 確認検査手数料	第4章 確認検査手数料	

(確認検査手数料の設定)

- 第46条 センターは、確認検査の業務の実施に係る手数料を 第46条 センターは、確認検査の業務の実施に係る手数料を 確認検査手数料規程に定める。
- 2 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその:2 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその 公表を行う。

(確認検査手数料の収納)

- 第47条 建築主は、確認検査手数料を、現金により納入する 第47条 建築主は、確認検査手数料を、現金により納入する 込等別の収納方法によることができる。
- 2 前項の振込に要する費用は建築主の負担とする。
- をとることができるものとする
- 4 センターは、類似する建築物の確認、中間検査、完了検査:4 センターは、類似する建築物の確認、中間検査、完了検査 ができるものとする。

(確認検査手数料の返還)

た場合には、建築主に返還する。

第5章 確認検査業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

(確認検査手数料の設定)

- 確認検査手数料規程に定める。
- 理由、適用時期について、遅くとも増額又は減額を行うおお・・理由、適用時期について、遅くとも増額又は減額を行うおお おね1月前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により: おね1月前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により 公表を行う。

(確認検査手数料の収納)

- ものとする。ただし、やむをえない場合においては、銀行振! ものとする。ただし、やむをえない場合においては、銀行振 込等別の収納方法によることができる。
 - 2 前項の振込に要する費用は建築主の負担とする。
- 3 センターと建築主は、協議により、一括の納入等別の方法: 3 センターと建築主は、協議により、一括の納入等別の方法 を取ることができるものとする
- 及び仮使用認定等確認検査の業務が効率的に実施できる場合・及び仮使用認定等確認検査の業務が効率的に実施できる場合 にあっては、実費を勘案して確認検査手数料を減額すること にあっては、実費を勘案して確認検査手数料を減額すること ができるものとする。

(確認検査手数料の返還)

第48条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、セ:第48条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、セ ンターの責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかっ! ンターの責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかっ た場合には、建築主に返還する。

第5章 確認検査業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

第49条 センターは、確認検査の業務について、当該業務の 第49条 センターは、確認検査の業務について、当該業務の

依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦 情に適切に対処する。

- 2 センターは、法第94条第1項に規定する審査請求又は損:2 センターは、法第94条第1項に規定する審査請求又は損 害賠償請求が行われた場合において、これに適切に対処する。
- 3 前2項の苦情、審査請求、損害賠償請求及びこれらに対し、3 前2項の苦情、審査請求、損害賠償請求及びこれらに対し て、センターがとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

(内部監査)

情に適切に対処する。

監査責任者を任命し、適正な確認検査業務管理体制が維持さ れているかどうかを検証するため、原則として年1回、監査: れているかどうかを検証するため、原則として年1回、監査 責任者に内部監査を実施させる。

依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦

害賠償請求が行われた場合において、これに適切に対処する。

て、センターがとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

- 2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。
 - (1)法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的 助言、指針、その他関係法令への適合状況
 - (2)この規程への適合状況
 - (3)第3条第2項に規定する確認検査の業務実施方針への 適合状況
 - (4) 確認検査業務管理体制の状況
 - (5) この規程の内容の見直しの必要性
- 3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びそ 3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びそ の原因を排除するために処置を講ずる。監査責任者はとられ た処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者 に報告するものとする。

(内部監査)

- 第50条 理事長は、確認検査業務管理責任者以外の役員から、第50条 理事長は、確認検査業務管理責任者以外の役員から 監査責任者を任命し、適正な確認検査業務管理体制が維持さ 責任者に内部監査を実施させる。
- 2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。
 - (1)法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術: 的助言、指針、その他関係法令への適合状況
 - (2)この規程への適合状況
 - (3)第3条第2項に規定する確認検査の業務実施方針への 適合状況
 - (4) 確認検査業務管理体制の状況
 - (5) この規程の内容の見直しの必要性
- の原因を排除するために処置を講ずる。監査責任者はとられ た処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者は に報告するものとする。

(不適格案件の管理)

誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定 通知書を交付したものをいい、法第6条の2第6項又は法第 7条の6第4項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同:

(不適格案件の管理)

第51条 センターは、不適格案件(建築基準関係規定に適合:第51条 センターは、不適格案件(建築基準関係規定に適合 しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、・・・しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、 誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定 通知書を交付したものをいい、法第6条の2第6項又は法第 7条の6第4項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同

- じ。)が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。・・じ。)が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。
- 2 センターは、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮じ2 センターは、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮 使用認定通知書を交付したあとに不適格案件であることが確 認されたときは、速やかに建築主、国土交通大臣等及び特定 行政庁にその旨報告するとともに、特定行政庁の指示のもと 適切な措置をとる。
- 3 確認検査業務管理責任者は、不適格案件について、案件の33 確認検査業務管理責任者は、不適格案件について、案件の 概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録 する。

(再発防止措置)

- 第52条 確認検査業務管理責任者は、不適格案件の発生その 第52条 確認検査業務管理責任者は、不適格案件の発生その 他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見された。 ときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生 の原因を除去するための処置(以下「再発防止措置」という。) をとる。再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合 ったものとする。
- 2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する以下の 2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する以下の 事項を行う。
 - (1) 不適格案件の内容確認
 - (2)不適格案件発生の原因の特定
 - (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置: の必要性の評価
 - (4) 必要な措置の決定及び実施
 - (5) 実施した処置の結果の記録
 - (6) 是正処置において実施した活動の評価

第6章 電子申請等の実施に関し必要な事項

(電子申請)

- 使用認定通知書を交付したあとに不適格案件であることが確 認されたときは、速やかに建築主、国土交通大臣等及び特定 行政庁にその旨報告するとともに、特定行政庁の指示のもと 適切な措置をとる。
- 概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録 する。

(再発防止措置)

- 他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見された ときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生 の原因を除去するための処置(以下「再発防止措置」という。) をとる。再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合 ったものとする。
- 事項を行う。
 - (1) 不適格案件の内容確認
 - (2) 不適格案件発生の原因の特定
 - (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置 の必要性の評価
 - (4) 必要な措置の決定及び実施
 - (5) 実施した処置の結果の記録
 - (6) 是正処置において実施した活動の評価

第6章 電子申請の実施に関し必要な事項

(電子申請による申請等)

第53条 建築主は、次に掲げる申請について、あらかじめセ:第53条 建築主は、次に掲げる申請について、あらかじめセ

文言修正

ンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子申請 にて行うことができる。

- (1) 第17条第1項の確認の申請
- (2) 第26条第1項の中間検査の申請
- (3) 第32条第1項の完了検査の申請
- (4) 第38条第1項の仮使用認定の申請

ンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子申請 にて行うことができる。

- (1) 第17条第1項の確認の申請
- (2) 第26条第1項の中間検査の申請
- (3) 第32条第1項の完了検査の申請
- (4) 第38条第1項の仮使用認定の申請
- 2 前項の規定により電子申請が行われた場合において、セン:建築基準法施行規則の ターは、次の事項に限り、あらかじめ建築主と協議した上で:改定(令和7年4月1日 センターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うこと:施行)により削除 ができる。ただし、確認済証、中間検査合格証、検査済証及:※確認済証等の押印を び仮使用認定通知書については、電子申請がなされた場合で「不要とする改正 あっても、書面で交付する。
 - (1) 第17条第4項の引受承諾書
 - (2) 第26条第6項の中間検査引受証及び第32条第7 項の完了検査引受証の交付
 - (3)第38条第6項の引受承諾書の交付
 - (4) 第22条第1項の施行規則別記第15号の2様式に よる通知書及び施行規則別記第15号の3様式によ る通知書の交付
 - (5) 第29条第1項の中間検査合格証を交付できない旨 の通知書の交付
 - (6) 第35条第1項の検査済証を交付できない旨の通知 書の交付
 - (7) 第42条第1項の適合しないと認める旨の通知書の 交付
 - (8) 第22条第2項、第29条第2項、第35条第2項 及び第42条第2項における申請書の副本の添付
- において、第20条第1項の消防長等の同意を求める場合<mark>又</mark>: いて、第20条第1項の消防長等の同意を求める場合は、セミ消防通知を行う場合を ンターは、建築主から提出された電磁的記録を紙面に印刷

2 前項第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合:3 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合にお:項ずれによる修正 は第20条第3項の消防長等に対して通知を行う場合は、セミ

ンターは、建築主から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめセンターと消防長 し、これを添えて行う。ただし、あらかじめセンターと消防 長等が協議した上で、電子情報処理組織にて行うことができます。 る場合には、この限りでない。

- 3 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合にお 4 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合にお 項ずれによる修正 を行う場合又は第41条第1項の消防長等に対して照会を! 行う場合は、あらかじめ消防長等と協議した上で、第21条: 第2項の保健所長に対して通知を行う場合は、保健所長と協 議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うこ とができる。
- 子申請に対して、それぞれ第17条第4項、第26条第5項、 第32条第6項及び第38条第5項の規定により引き受け できない場合において、センターは、建築主から提出された 電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代 えることができる。
- 5 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電:6 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電:項ずれによる修正 子申請に対して、それぞれ第23条第1項、第30条第1項、 第36条第1項及び第44条第1項の取下げ届を提出する 場合は、建築主は、あらかじめセンターと協議した上でセン ターの指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことがで きる。この場合において、センターは、建築主から提出され た電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞ れ第23条第2項、第30条第2項、第36条第2項及び第 44条第2項に規定する返却に代えることができる。
- 6 法令の規定により署名等をすることが規定されているも:7 法令の規定により署名等をすることが規定されているも:項ずれによる修正 のを第1項、第2項、第3項及び前項の電子情報処理組織を 使用する方法により行う場合には、当該署名等については、 申請データに申請者の氏名又は名称を記録する措置により 代えることができる。

- 等が協議した上で、電子情報処理組織にて行うことができる 場合には、この限りでない。
- いて、センターは、第20条第2項の消防長等に対して通知:いて、センターは、第20条第2項の消防長等に対して通知: を行う場合又は第41条第1項の消防長等に対して照会を 行う場合は、あらかじめ消防長等と協議した上で、第21条 第2項の保健所長に対して通知を行う場合は、保健所長と協 議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うこ とができる。
- 4 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電:5 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電:項ずれによる修正 子申請に対して、それぞれ第17条第3項、第26条第5項、: 項ずれによる修正 第32条第6項及び第38条第5項の規定により引き受け できない場合において、センターは、建築主から提出された 電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代 えることができる。
 - 子申請に対して、それぞれ第23条第1項、第30条第1項、 第36条第1項及び第44条第1項の取下げ届を提出する 場合は、建築主は、あらかじめセンターと協議した上でセン ターの指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことがで きる。この場合において、センターは、建築主から提出され た電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞ れ第23条第2項、第30条第2項、第36条第2項及び第 44条第2項に規定する返却に代えることができる。
 - のを第1項、第3項、第4項及び前項の電子情報処理組織を 使用する方法により行う場合には、当該署名等については、 申請データに氏名又は名称を記録する措置により代えること「申請者の」を追加 とができる。

- 7 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電 磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられた ファイルへ記録がされた時にセンターに到達したものとみ なす。
- 8 申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算 機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24 時間 365 日とする。ただし、センターの使用に係る電子計算 機が保守等により記録ができない時間を除く。
- 9 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、 当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要 とする部数の提出があったものとみなす。
- 10 電子申請を実施する場合には、第17条、第26条、第 32条又は第38条の業務約款に少なくとも次の事項を盛 り込むこととする。
 - (1) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた 確認検査の業務の開始に関する規定
 - (2) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

(電子交付等)

- 第53条の2 センターは、次の各号に掲げるいずれかの方式 により建築主が電子交付を受ける旨の表示をする場合に、法 令の規定に基づき交付する処分通知等について、あらかじめ 建築主と協議した上でセンターが指定する方法で、電子交付 を行うことができる。
 - (1) 処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入 力等による電子情報処理組織への接続

- 8 法令の規定により署名等をすることが規定されているも、建築基準法施行規則の のを第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う:改定(令和7年4月1日 場合には、当該署名等については、電子署名を行い、その情:施行)により削除 報を当該電子署名に係る電子証明書を送信する措置により:※確認済証等の押印を 代えることができる。
- 9 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電:項ずれによる修正 磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられた ファイルへ記録がされた時にセンターに到達したものとみ なす。
- 10 申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計:項ずれによる修正 算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24 時 間365 日とする。ただし、センターの使用に係る電子計 算機が保守等により記録ができない時間を除く。
- 11 電子情報処理組織により申請が行われた場合において: 項ずれによる修正 は、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に 必要とする部数の提出があったものとみなす。

不要とする改正

第18条第2項、第27 条第2項、第33条第2 項、第39条第2項で削 除した規定の一部をこ の項に追加

建築基準法施行規則の 改定(令和7年4月1日 施行)※確認済証等の押 印を不要とする改正 及び技術的助言((国住 指第357号)情報通信 技術を利用した建築基 準法令に基づく建築確

(2) 建築主がセンターに対して、電子交付を受けることを
希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書
<u>面により通知すること</u>

- 2 法令の規定により署名等をすることが規定されているものについて電子交付を行う場合には、当該署名等については、次の各号に掲げるいずれかの措置により代えることができる。
 - (1) 処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータ をセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファ イルに記録する措置
 - (2) 処分通知等のデータに処分番号、処分日、処分者の 氏名又は名称等を記録する措置
- 3 センターは、法令の規定によらない書面等の交付について、あらかじめ建築主と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。
- 4 電子情報処理組織を使用して行う第1項又は前項の交付 (以下「電子交付等」という。)において電子署名を行う場 合には、第17条、第26条、第32条又は第38条の業務 約款に少なくとも当該電子署名の有効性が確認できる期間 及びその期間の延長についての必要事項に関する規定を盛 り込むこととする。

(電子申請に係る電磁的記録の保存)

第53条の3 センターは、第53条第1項第1号から第4号 により申請された電磁的記録を第8条の3に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第22条第1項による確認済証、第29条第1項の中間検査合格証、第35条第1項による検査済証及び第42条第1項による仮使用認定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第8条の3に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければ

認等の手続の取扱いに ついて(令和7年1月1 6日))により追加

建築基準法施行規則の 改定(令和7年4月1日 施行)※確認済証等の押 印を不要とする改正 及び技術的助言((国住 指第357号)情報通信 技術を利用した建築基 準法令に基づく建築確 認等の手続の取扱いに

ならない。 (電子情報処理組織による業務の実施) 第54条 センターは、電子情報処理組織による業務の実施方 法等に係る措置について別に定める。	(電子情報処理組織による業務の実施) 第54条 センターは、電子情報処理組織による業務の実施方 法等に係る措置について別に定める。	ついて(令和7年1月1 6日))により追加
(電子署名及び電子証明書) 第55条 <mark>削除</mark>	(電子署名及び電子証明書) 第55条 第53条第8項に規定する電子証明書は、国土交通 省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する告示(平成15年国土交通省告示第240号。 以下「告示」という。)第5条に規定する電子証明書とする。 2 センターは、電子申請に係るその他必要事項を別に定める ものとし、これをあらかじめ建築主に周知するものとする。 3 センターは、第53条第1項第1号から第4号により申請 された電磁的記録を第8条の3に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第22条第1項による 確認済証、第29条第1項の中間検査合格証、第35条第 1項による検査済証及び第42条第1項による仮使用認定 通知書を交付した日と同じ状態にあることを第8条の3に 定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保 存するものとし、減失を防止する対策を講じなければならない。	
(確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め) 第56条 センターは、第53条第1項による電子申請を行わせる場合、第8条の2に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。	(確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め) 第56条 センターは、第53条第1項による電子申請を行わせる場合、第8条の2に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。	

(電子情報管理者の設置) 第57条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者1名を置く。		
	(情報セキュリティ責任者の設置) 第58条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者1名を置く。	
第7章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項	第7章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項	
書類の閲覧の求めに適切に対応するため、必要な設備及び体制を整備する。2 閲覧させる書類は、法第77条の29の2各号に掲げるものとする。	 に閲覧場所を指定するとともに、必要な設備及び体制を整備する。 2 閲覧させる書類は、法第77条の29の2各号に掲げるものとする。 3 理事長は、前2項に定めるもののほか、第1項の閲覧に関する事項を別に定め、確認検査の業務を行う事務所における 	文言修正
(リモートによる検査) 第59条の2 建築主は、次に掲げる検査について、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、リモート検査とすることができる。 (1) 第28条の中間検査 (2) 第34条の完了検査 (3) 第40条の仮使用認定	(リモートによる検査) 第59条の2 建築主は、次に掲げる検査について、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、リモート検査とすることができる。 (1) 第28条の中間検査 (2) 第34条の完了検査 (3) 第40条の仮使用認定	

- 2 検査補助者は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正 2 検査補助者は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正 を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- らし、又は盗用してはならない。
- 4 リモート検査を実施する場合には、第26条、第32条又 は第38条の業務約款に少なくとも次の事項を盛り込むこ ととする。
 - (1) リモート検査の適用範囲に関する規定
 - (2) 検査体制、書類検査の方法、検査補助者の安全対策、 検査を中断したときの対応並びに検査の映像・音声の記 録及び保存に関する規定
 - (3) 建築主は、センターがリモート検査を行う際に、 査補助者が、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地 又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるよ うに協力しなければならない旨の規定
 - (4) リモート検査の方法についてはセンターと別途協議 できる旨の規定
 - (5) リモート検査に係る業務を行う事務所に関する規定

- を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 3 検査補助者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏こ3 検査補助者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏 らし、又は盗用してはならない。

第27条第3項、第33 条第3項、第39条第3 項で削除した規定をこ の項に追加

(事前相談)

事前に相談することができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第61条 センターは、電子申請の受付、電子交付等、電磁的 記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、 情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行 為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ 対策を講じ、その処置について別に定める。

(事前相談)

第60条 センターに確認、中間検査、完了検査又は仮使用認・第60条 センターに確認、中間検査、完了検査又は仮使用認 定を申請しようとする建築主は、申請に先立ち、センターに・定を申請しようとする建築主は、申請に先立ち、センターに 事前に相談することができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第61条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及 建築基準法施行規則の び図書の交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送:改定(令和7年4月1日 受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算:施行)により修正 機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐた:※確認済証等の押印を め、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に、不要とする改正 定める。

(秘密保持)

てはならない。

(図書が円滑に引渡しされるための措置)

- するときは、法第77条の34第1項の規定に基づく届出の 前に、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 指定機関省令第31条第1項の規定により引き継ぐべ きすべての書類の存否を確認すること。
 - (2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保 存すること。
 - (3) 第1号に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作 成し、当該特定行政庁に提出すること。
 - (4) 第1号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否 状況並びに第2号の分類及び保存が完了したことを国土 交通大臣等に報告すること。なお、紛失があった場合は 国土交通大臣等の指示に従い、書類の回復に代わる措置 (建築主からの副本の借り受け、複写等)を講じること。
- 2 前項に定めるもののほか、センターは、指定機関省令第31 第 1 項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合 に、円滑に引き渡しを行うことができるよう、あらかじめ必 要な措置を講じる。

《付 則》

この規程は、平成12年 8月25日から施行する。

《付見』》

この規程は、平成15年 8月 8日から施行する。

(秘密保持)

第61条の2 役員及び職員並びにこれらの者であった者は、第61条の2 役員及び職員並びにこれらの者であった者は、 確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用し、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用し てはならない。

(図書が円滑に引渡しされるための措置)

- 第62条 センターは、確認検査の業務の全部を廃止しようと、第62条 センターは、確認検査の業務の全部を廃止しようと するときは、法第77条の34第1項の規定に基づく届出の 前に、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 指定機関省令第31条第1項の規定により引き継ぐべ きすべての書類の存否を確認すること。
 - (2)特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保 存すること。
 - (3) 第1号に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作 成し、当該特定行政庁に提出すること。
 - (4) 第1号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否 状況並びに第2号の分類及び保存が完了したことを国土 交通大臣等に報告すること。なお、紛失があった場合は 国土交通大臣等の指示に従い、書類の回復に代わる措置 (建築主からの副本の借り受け、複写等)を講じること。
 - 2 前項に定めるもののほか、センターは、指定機関省令第31 第1項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合 に、円滑に引き渡しを行うことができるよう、あらかじめ必 要な措置を講じる。

《付 則》

この規程は、平成12年 8月25日から施行する。

《付 則》

この規程は、平成15年 8月 8日から施行する。

《付 則》 この規程は、平成15年 8月16日から施行する。 この規程は、平成15年11月 1日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成16年 5月 1日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成16年 7月 1日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成16年10月 1日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成16年11月 1日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成19年 4月24日から施行する。 この規程は、平成20年 6月17日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成21年10月10日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成27年 7月 1日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成30年2月19日から施行する。 《付 則》 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。 《付 則》

《付 則》 この規程は、平成15年 8月16日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成15年11月 1日から施行する。 《付則》 この規程は、平成16年 5月 1日から施行する。 《付則》 この規程は、平成16年 7月 1日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成16年10月 1日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成16年11月 1日から施行する。 《付則》 この規程は、平成19年 4月24日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成20年 6月17日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成21年10月10日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。 《付貝川》 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。 《付 則》 この規程は、平成27年 7月 1日から施行する。 《付則》 この規程は、平成30年 2月19日から施行する。 《付 則》 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

《付 則》

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。 《付 則》

この規程は、令和 3年10月14日から施行する。 《付 則》

この規程は、令和 7年 2月12日より施行する。

《付則》

この規程は、令和 7年 3月26日より施行する。ただし、第6条、第9条第1項、第15条第2項(柱書き及び第六号を除く。)、第17条、第18条第2項、第19条第2項(柱書き中「第2条第8号イから二までに掲げる業種に係る業務を行う建築物」を除く。)、第27条第2項、第28条第2項(「確認検査員又は副確認検査員」に限る。)、第32条、第33条第2項、第34条第2項(「確認検査員又は副確認検査員」に限る。)、第39条第2項、第40条第2項(「確認検査員又は副確認検査員」に限る。)、第53条、第53条の2及び第61条の規定は、令和7年4月1日より施行し、それまでの間はなお従前の例による。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。 《付 則》

この規程は、令和 3年10月14日から施行する。

《付則》

この規程は、令和 7年 2月12日より施行する。ただし、第6条、第9条第1項、第15条第2項(柱書き及び第六号を除く。)、第19条第2項(柱書き中「第2条第8号イから二までに掲げる業種に係る業務を行う建築物」を除く。)、第28条第2項(「確認検査員又は副確認検査員」に限る。)、第32条、第34条第2項(「確認検査員又は副確認検査員」に限る。)及び第40条第2項(「確認検査員又は副確認検査員」に限る。)の規定は、令和7年4月1日より施行し、それまでの間はなお従前の例による。

追記